

# 令和8年4月1日採用（1月試験・社会人経験者対象） 宮古市職員を募集します

## ■試験の特徴

公務員試験に向けた準備を必要としない、人物重視の試験を実施します。

## ■職種および採用予定人数

▷一般事務職=若干名

▷一般事務職（障がい者枠）=若干名

▷一般事務職（カムバック採用枠）=若干名

▷一般事務職（会計年度任用職員枠）=若干名

▷土木技術職=若干名

▷建築技術職=若干名

▷社会福祉士=若干名

▷診療放射線技師=若干名

※詳しくは、市ホームページ（右記二次元コード）をご覧ください



詳細はこちら

## ■試験案内

12月1日(月)から市ホームページで公開します。また、市総務課、田老・新里・川井の各総合事務所1階窓口で配布します。



## 第17回 宮古地区学生研究・意見発表会を開催します

日 12月13日(土)午前9時30分～午後0時30分  
場 市民交流センター2階多目的ホール  
内 宮古下閉伊地区の高校生が、日頃の研究成果や学校での取り組みなどを発表します。どなたでも参観できます。

料 無料

## ■参加予定校

▷宮古高校 ▷宮古商工高校（工業校舎） ▷宮古水産高校 ▷宮古北高校 ▷岩泉高校

問 市企業立地推進課企業支援係（☎68-9089）



高校生たちが一生懸命発表します！ぜひご参観ください！

## ■試験日／場所

### 【第1次試験（書類選考）】

提出されたエントリーシート、職務経歴書に基づき、応募資格の有無などを審査のうえ選考

### 【最終試験（人物試験）】

2月を予定（第1次試験合格者に通知）

申 市ホームページから試験案内を確認のうえ、インターネットにより申し込み

期 12月1日(月)～12月21日(日)

問 市総務課職員係（市役所4階、☎68-9062）



皆さんと一緒に働く日をお待ちしています！

## 「成年後見制度」 をご存知ですか？

認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人を、法律面や生活面で支援する制度です。成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」があります。

■任意後見制度 今は大丈夫でも、将来的な認知症などの不安に備えて、あらかじめ「誰」に「どのような支援をしてもらうか」を自分で決め、契約しておく制度です。ご希望の際は、宮古公証役場にご相談ください。

問 宮古公証役場（☎63-4431）

■法定後見制度 すでに判断能力が不十分な人が、財産管理や療養看護の契約などの支援を受ける制度です。本人の判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられます。

相談は、市介護保険課やお近くの地域包括支援センター（高齢者）、市福祉課やレインボーネット（障がい者）、宮古圏域成年後見センターへご連絡ください。

問 市介護保険課地域包括支援センター（☎68-9086）市福祉課障がい福祉係（☎68-9135）

# 固定資産に異動があった際は申告を

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。資産の内容に異動があった場合は、申告をお願いします。

- 土地の異動 番を宅地に変えた など
- 家屋の異動 新築、増築、取り壊し、店舗を居宅に変えた など
- その他 所有者の住所が変わった場合 など
- 留意事項 ▶異動が無い場合や登記を変えた場合は申告不要です。登記の手続きは法務局へお願いします ▶申告内容の調査結果に基づき、次年度からの課税内容が変わる場合があります ▶毎年4月に送付する納税通知書に同封している異動申告はがきをご利用ください。また、市ホームページからは異動連絡票をダウンロードできます

## ■償却資産の申告

償却資産とは、事業に使う構築物、機械、器具、備品などのことで、固定資産税の課税対象です。

所有者は、毎年1月1日現在の資産状況を市へ申告する必要があります。前年までに申告のある人は12月下旬に郵送する申告書により申告をお願いします。

■ 市税務課資産税係へ申告書を持参または郵送、eLTAX（地方税の電子総合窓口）

期間 令和8年1月5日(月)～2月2日(月)

詳細は[こちら](#)

QRコード  
eLTAXについて

## ■太陽光発電設備は課税対象

下表に該当がある場合、申告が必要です。

設置者	太陽光発電設備の規模	
	10キロワット以上	10キロワット未満
個人 (住宅用)	対象（余剰または全量売電など売電目的による設置の場合）	対象外
個人 (事業用)	対象（事業用資産のため、発電設備の規模や売電の有無にかかわらず対象）	
法人		

※屋根の一部として設置のソーラーパネルは家屋での課税対象のため、償却資産の課税対象外

※宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金を利用し設置した太陽光発電は対象外



詳細は[こちら](#)

## ■空き家を解体撤去した土地の固定資産税を減免します

土地の利活用促進などのため、一定の空き家を解体撤去した土地の固定資産税を減免します。

■空き家の要件 ▶所有者が居住していたもので、2年以上居住その他の使用がないこと ▶法人などの所有ではないこと ▶令和7年1月2日から令和8年1月1日までに解体撤去されるもの

■ 申請書と必要書類を郵送または持参

期間 令和8年2月2日(月)

問 市税務課資産税係（〒027-8501住所不要、市役所2階、☎68-9073）



詳細は[こちら](#)

# 差押不動産公売を実施

## 【図面などの縦覧期間／場所】

12月1日(月)～12日(金)（土・日を除く）  
／市税務課（市役所2階）

## 【入札期間／場所】

12月8日(月)～12日(金)午前9時～午後5時  
(12日は午後3時まで)／市税務課

## 【開札日時／場所】

12月15日(月)午前10時（9時50分までに  
入場すること）／入札室（市役所3階）

## 【買受代金の納付期限】

12月22日(月)午後3時

■注意事項 ▶入札には、公売保証金を納付した後でなければ参加できません。公売保証金の納付書および入札書は、市税務課で配付します ▶隣接地との境界確定手続きは、買受人と隣接地所有者との間で行ってください ▶公売財産上の動産などの撤去および占有者の立ち退きなど、すべて買受人で行ってください ▶滞納が解消された場合は、公売を中止または売却決定を取り消すことがあります ▶入札を希望する人は、現地の下見を行うなど、公売財産の状況を必ず確認してください ▶買受代金のほかに、登録免許税など、権利移転のための諸費用が必要です



詳細は[こちら](#)

## ■公売物件の詳細

売却区分番号	所在	地目および概要	公売保証金額	見積価額	備考
7-26	津軽石 第14地割地内	宅地 1筆 (960.26m <sup>2</sup> ) 建物 1棟 (183.96m <sup>2</sup> )	374,000円	3,740,000円	家屋の解体を差し引いた見積価額 構築物（木造車庫・物置）あり
7-27	松山 第11地割地内	田 1筆 (820m <sup>2</sup> ) (現況：原野)	5,000円	50,000円	構築物（物置・プレハブ）あり
7-28	佐原 四丁目地内	宅地 1筆 (205.75m <sup>2</sup> ) 建物 1棟 (97.71m <sup>2</sup> )	282,000円	2,820,000円	未登記附属建物（車庫）22.35m <sup>2</sup> あり
7-29	崎鍬ヶ崎 第16地割地内	雑種地 1筆 (362m <sup>2</sup> ) (現況：宅地)	70,000円	700,000円	構築物（物置）あり